「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定します

問 福祉課 ☎65-0813

町では、老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を3年ごとに策定しています。この計画は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整備するための事業を計画したり、介護保険の給付費を見込んで介護保険料を算定したりするなど、みなさんの生活に直結する重要な計画です。

今年度は、令和3年度から令和5年度までの3年間（第8期）を対象とした計画を策定し、知識経験者をはじめとする関係者11名で構成された「ときがわ町介護保険事業計画等策定委員会」で審議していきます。

また、町民のみなさんの意見を反映するため、要介護認定を受けていない65歳以上の方を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」や、要支援や要介護の認定を受け、在宅で生活している方を対象とした「在宅介護実態調査」の結果を活用するとともに、パブリックコメント（意見募集）も行う予定です。

高齢の方はより住みやすくするために、まだ高齢でない方はご自身が高齢となった時にどのような生活を送りたいか、そのためにはどのような取り組みをしなければならないか、それらを一緒に考えていくため、町ホームページや広報で情報提供していきます。

今回の広報では、ときがわ町の状況や介護保険制度改正の主な内容、現在町で独自に行っている高齢者福祉事業についてお知らせします。なお、次回は11月号に掲載予定です。

ときがわ町の状況

介護保険事業は介護を必要とする高齢者が安心して地域で暮らし続けるために、なくてはならない事業です。その一方で、全国で高齢化が進展する中、ときがわ町でも65歳以上の人口は増え続け、令和2年3月末時点で、高齢化率（全人口に占める65歳以上の人口の割合）が37％を超えました。高齢者の増加に伴い、介護や支援を必要とする要介護認定者の人数も増え続けています。また、介護給付費（介護保険で賄われる分）については令和元年度の実績では約9億8千万にもなります。介護サービスを利用する人数の増加に伴い介護給付費も増加することが見込まれており、**このままでは介護保険料を上げざるを得ない状況です。**

人口の推移

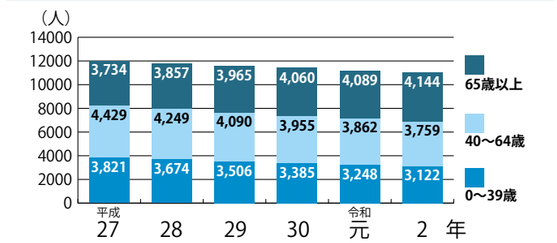

要介護認定者数の推移

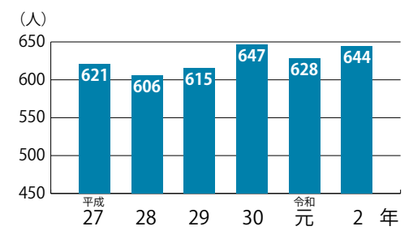

全人口が減少する中、65歳以上の人口は増え続けており、要介護認定者数もまた増加傾向です

※表は各年４月１日現在：人

介護給付費の推移

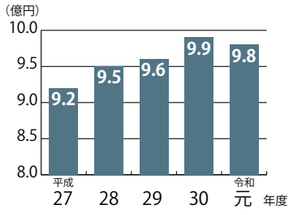

介護給付費は今後、増加が見込まれます

給付費の増加は、保険料の値上げに直結します。

介護保険制度の改正

これまでは、高齢化社会の到来を見据えながら、介護サービスが必要な方にサービスが提供できるよう介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮するとともに、地域共生社会の実現に向けて、医療、介護、介護予防、住まい、自立した日常生活の支援の5つのサービスが包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進が図られてきました。

今後もその流れを継承しつつ、介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）が重視されていくものと見込まれます。

通いの場の拡充

・通いの場とは、住民など多様な主体が健康づくりなどに取り組む場で、要介護高齢者が増えないようにするのが目的です。介護予防の強化を含め、市町村の「地域づくり」への取り組みが重要とされています。

介護保険制度の持続可能性の確保（費用負担の公平化）

★「補足給付」の見直し

・住民税非課税世帯の方が施設に入所またはショートステイを利用した場合、食費・居住費の負担軽減が行われていますが、これを能力に応じた負担とする観点から、負担限度額の段階を見直します。

★高額介護サービス費の見直し

・月々の介護サービス費の自己負担額が上限額を超えた場合には、超えた分が高額介護サービス費として払い戻され、過大な負担とならないようになっています。この負担上限額を、医療保険の高額療養費制度の負担上限額に合わせます。

町単独で高齢者福祉事業を行っています

町では、介護保険制度とは別に町独自事業として高齢者や家族を対象とした福祉事業を行っています。なお、❶から❽の事業については、申請が必要になります。詳しくは、役場福祉課へお問い合わせください。（☎65-0813）

❶【家族介護者支援手当】
要介護2以上で介護保険サービス未利用者の家族介護者に手当を支給

❷【家族介護慰労金】
要介護4・5で介護保険サービスを過去1年間利用していない者を自宅介護している住民税非課税世帯の家族介護者に慰労金を支給

❸【紙おむつ給付】
在宅の要介護3以上の方で排泄物等の介護を常時必要とされる方に紙おむつを支給

❹【高齢者等配食サービス】
65歳以上の単身・高齢者のみの世帯、家族介護者支援手当受給者に介護されている方に、週6回以内で1日1食（昼）配食
※自己負担　1食300円

❺【寝具洗濯乾燥消毒助成】
65歳以上の単身・高齢者のみの世帯、家族介護者支援手当の受給者に介護されている方の寝具洗濯、乾燥消毒助成

❻【高齢者住宅火災警報器設置助成】
65歳以上の単身・高齢者のみの世帯の住宅への火災警報器設置費助成（1回限り）
※平成18年6月1日以降に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えされた住宅は対象外

❼【高齢者等移送サービス利用料金助成】
要介護者、要支援者の方で、1回の利用につき利用時間が1時間を超えた場合に助成

❽【指定保養所利用者補助】
65歳以上の方に、指定した保養所の利用料金の補助券を交付

❾【敬老金支給】
町内に引き続き1年以上居住の77歳、88歳、99歳の方へ敬老金を支給（毎年9月）

❿【長寿百歳祝金】
町内に引き続き10年以上居住の百歳を迎えた方へ祝金を支給

次回は11月号に掲載予定です。